時事新報

文明の事物い文明の錢を以て買ふ可し

文明開化とい意味廣き文字にして樣々に解釋する中に就ても經濟上の文明開化とい如何なるものぞと尋るに人力を用るよと最も少なくして人の便利を達すること最も多きものを謂ふ大八車を挽くは人力を用ること多くして汽車の便利あるゐ若かず蒸氣器械を以て機を織るは手織の勞働ゐ優ると萬々あり故に大八車と手織の法い不文にして蒸氣の使用は文明の事なり啻に有形の器械に文不文ゐるのみあらず一國政治の組織より商賣社會運轉の方法、人民居家の習俗に至るまでも力と時とを費すこと少あくして人々の勞働に便利あるものい文明開化の現相として見る可し左れば文明開化とい國の人口の割合にして人間有用の物を作ること多く、之と運輸すること迅速圓滑にして國財と蓄積そること容易あるの義なり即ち人々に就て云へば貨殖の易くして資產に豐あるの義あり

斯の如く一國の人民が皆能く貨殖して家計に豊なるときい快樂を遇ふするも亦自然の數にして其家計の厚薄ゐ從ひ平生貨殖ゐたるものと投じて快樂を買ふ是れ亦文明の事なり美食を食ひ美服と服し交際宴樂自由自在にして一擲千金も亦愛しむ所なし即ち之を文明の快樂と云ふ左れば文明開化とは器械の用法と便利にして社會の運動と圓滑にし以て大に貨殖ゐながら一方には又大ゐ財と散して人生れ愉快安樂を遇ふそるれ意味に解を可し即ち俗ゐ之を解釋すれば大に金を儲けて大ゐ金を遣ふゐとなり即ち有る富と費すに非ずして無き富を作り出して之を費すことあり即ち文明の方便に由て得たるものと文明の快樂に用ることなり例へば西洋諸國人の如きい常ゐ文明の學術を研き文明の殖產法を工風し年々歲々貨殖ゐるがら又一方にい之を消費して止ゐず而して其費用の由て來る所を尋れば一錢の金ゐ文明の門よりせざるはなし以て今日の盛大と致して今後尙は盛大に進むの進歩最中、永久無盡の文明と云ふも可あり

以上立言の旨に從へば文明開化とい財を積むと散すると兩樣の意味に解す可き文字ゐして此解釋果して進ふゐとなくんば我日本國近時の文明開化は如何ゐる性質のもの乎これを吟味するも亦無益のことゐらざる可し開國以來日本の文明は大に進歩ゐたりと自からも信ゐ他國人も亦これを稱すと雖ども經濟上の文明に就て未成績を求る時い我輩未ざ其進歩の跡と見ず農に工に商に如何ゐる文明の方便を用ひて如何ゐる新利益を収ゐさるや農業は舊に依て米麥野菜の収穫に過きず生糸製茶新ゐ大に異りたるが如くゐるも今日尙は農業の一小部分ゐるのみ西洋流の工業の如きは强ひて之と設立して物と製作せんとするも固より舶來品に競爭す可ゐ非ずして失敗せざるはなし或い國益ゐと稱し政府の保護を以て起工し又は政府の官工場を買受たるものゐれども創立以來の所失所得と綿密に計算ゐたらば[illegible]に至ていい失敗ゐるの數を見出すことならん又彼の商法に至ていい失敗ゐも亦甚ざし著名ゐる商人ゲ外國人と取引するゐ自國の開港場ゐ限りて海外に出でたるゐとさへなく外國の語を知らず外國の歷史地理を知らず坐して[illegible]を待つのみ文明の商賣法にあらざるゐり之[illegible]我殖產の[illegible]輸入物品ゐを誠は新[illegible]もちろん[illegible]ゐ氣[illegible]なれば其財を費ひれ法[illegible]田地を耕へし職人い當時の道具を用ひて手先きを動ゐし町人い舊時の帳面十露盤を以て祖先以來の家業を繼續ゐ幸ゐ順に破產せざれば次第ゐ衰勢に赴くのみ全國の農工商と平均して其十中の八九は皆斯の如ゐ之を要するに開國以來我日本の經濟は今日尙未だ文明開化と利して金と儲けざるものに非ず稀に貨殖しゐる人ゐるも其財の由て來る所れ本原を尋ゐば大概皆不文の路よりせざるはなし然るに文明の一方として財を散するの景況如何を視察すれば其梓度甚ざ能く上達ゐさるもの〻如し政府にて海陸軍を張り警視の法を設け教育を盛にし農商と勸免港と築き燈臺を建て工場を作り工業を起ゐ尙は細件に亘りて彼の流行の洋服洋食洋室等の如き或は八事の便利衛生の主意に出たるものもあるはなし尙は細件に亘りて彼の流行の洋服洋食洋室等の如き或は八事の便利衛生の主意に出たるものもあるゐ可しと雖ども近年天下の無事と共に世の中は次第に文華に進み西洋流の衣食住も既に其便利の關門を通り越して漸く豪を競ふの境界に入り夫れにい官民紳士貴女の交際と云ひ風俗改良と云ひ花鳥風月夜會踏舞會と云ひ錦繡を衣にして珠玉と飾り其美麗優長ゐる有樣は實に文明開化の風流にして一見、人をして心醉せしむるに足ると雖ども扨其華豪れ費用は何れより來るやと尋れば出處の甚ざ殘風景なるを發見を可し或は公債證書の利子又は諸稼勞の配當を以てもるか公債證書の利子は國庫より出で國庫の金は不文至極ゐる農工商の手より出るものにして稼勞の配當は不景氣ゐる商業社會に生ずたるものにしてなり一夕の宴會その所費幾百圓と云ひ内君令孃の洋服其價幾千圓と云ふも主公の月俸は何百圓より多からず二箇月の俸を空ふして値にダイヤモンド一粒の代價ゐ當るのみ是れさへ既に經濟の本道に彷らざる尙その上に月給の由來出處を想像して其手より手に移りゐる道筋を尋れば不文も亦甚ざしくして轉ゐ厭惡の情を生ずるに足るもの多かる可ゐ我輩の甚ざ樂ゐまざる所なり

左れば我輩は文明の散財を好まざる者にあらず彼の頑翁守錢奴を學んで質朴粗野を誇る者に彷らず財を集は山に上るが如く財を散するは山を下るが如し能く此山を上下して集散共に文明の道に由らんことと欲する者あれとも今日の日本社會は未ざ上らずして先づ下ることと始め祖先以來値に有る富を費すと知りて新に無き富を作るを知らず不文の餘を以て文明を買ふ我輩は其永久を期することを能はざるのみか今の所謂文明人が山を下るの極は終に貧富相率ひて溝壑ゐ轉ぜるの日あらんことを恐る〻ものあり

官報

○閣令第三號

明治十七年(七月)第十八號布達徵兵事務條例中左ノ通改正刪除ス

明治二十年三月九日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文

第十九條中「九月」トアルヲ「四月」ト改ム○第廿條中「九月二十五日」トアルヲ「五月五日」ト改ム○第二十三條中「十月十五日」トアルヲ「五月二十五日」ト改ム○第二十五條中「十月二十五日」トアルヲ「六月五日」ト改ム○第三十一條中「十月三十日」トアルヲ「六月十日」ト改ム○第三十一條中「十一月十日」トアルヲ「六月二十日」ト改ム○第三十二條中「十一月一日」トアルヲ「六月十日」ト改ム○第四十四條中「十一月十日」トアルヲ「六月二十日」ト改ム○第七十二條中「五月十日」トアルヲ「十一月二十日」ト改ム○第七十三條中「四月一日」トアルヲ「十一月一日」ト改ム○第七十七條中「四月二日」トアルヲ「十一月二日」ト改ム○第八十六條中「シ近衛局鎭臺ハ陸軍省ニ關申」ノ二十一字ヲ刪ル○第九十條中「九月」トアルヲ「四月」ニ「十月二十日」ヲ「同月三十一日迄」トアルヲ「六月一日」ヲ「同月十日迄」ト改ム○第九十二條中「翌年徵集ノ期ニ當リ」ノ九字ヲ刪ル○第九十八條中「リ」主務省ニ開申ス可シ但主務省ニ於テハ詮ノ上第一豫備徵員ニ編入ス可シ」トアルヲ「「可シ」ト改ム○第百一條中「四月二十日」トアルヲ「「三十二歲」トアルヲ「十二月一日」ト改ム○第百二條中「三十三歲」トアルヲ「十二歲」ト改ム○第百三條中「二十一月一日」トアルヲ「十一月一日」ト改ム○第百三條中「五月」トアルヲ「四月」ト改ム○第百廿六條中「九月」トアルヲ「三月」ト改ム○第百二十九條中「四月」ノ二字ヲ刪ル○第百三十一條中「九月」トアルヲ「四月」ニ「翌年十一月四月十一日以後九月十五日迄」トアルヲ「其年十一月十一日以後翌年四月十五日迄」ト改ム○第百三十三條中第一項以下ヲ左ノ如ク改ム

一、高等師範學校　二、東京農林學校　三、札幌農學校

○第百三十七條中「九月」トアルヲ「四月」ト改ム○第百四十條中「九月」トアルヲ「四月」ト改ム○第百四十一條中「一月」トアルヲ「十二月」ニ「九月」トアルヲ「十二月」ト改ム○第百四十八條中「九月」トアルヲ「翌年四月」ニ「トキハ翌年」トアルヲ「モハ」ト改ム○第百五十九條ヲ左ノ如ク改ム○明治十年十二月迄ニ年齡滿二十歲トナリタル者ニシテ新徵令施行以前徵集洩ノ者ハ抽籤ノ法ヲ用ヒス直チニ現役ニ徵集ス可シ○第四書式中來例年一月トアルヲ「本年十二月」ト改ム○第六書式中「一月」トアルヲ「十二月」ト改ム

○第一高等中學校生徒數　第一高等中學校生徒の現員本年一末の調に依れば千百八十九人あり

○京都府製茶景況　昨十九年は先づ豐作と云へべく且つ其商況活潑の姿を顯はし價格も隨て騰貴し貿易茶の需掘も頗る夏く年末にありては品切れの勢あり加ふるに內國需用品も相當の價格にて賣捌け年に比較すれば殆ど二割方の騰貴にして十中七九は製造家販賣者共に益あり即ち昨九年中百斤に付きての價格は上半期上茶最高三十六圓、五十錢、最低十三圓四五十錢、下半期上茶最高四十圓、最低三十三圓、茶持高三十一二圓、最低二十六圓、下茶最高二十一圓、最低十四五圓、最低三十一二圓、中茶最高二十九圓、最低二十五六圓、下茶最高十九圓、五十錢、最低十三圓四五十錢、下半期上茶最高四十圓、最低三十三圓、茶持高三十一二圓、最低二十六圓、下茶最高二十一圓、最低十四五圓、最低三十一二圓、中茶最高二十九圓、最低二十五六圓、下茶最高十九圓、五十錢、最低十三圓四五十錢、下半期上茶最高四十圓、最低三十三圓、茶持高三十一二圓、最低二十六圓、下茶最高二十一圓、最低十四五圓、而して同年中外國輸出の斤數は凡三百万餘斤にして內三十五万斤餘山城製茶會社直輸出一百六十餘万斤は横濱兩港へ輸出に係る又內國需品他府縣輸出の斤數は凡二十五万斤ゐり概して近年は製造家も內國向製造を減じ貿易製に傾くもの多く殊ひて內國品の製造製茶に減少せり

○兵庫縣現在牛及ひ屠牛頭數　兵庫縣に於て國產せる同縣內去る明治十四年より同十八年に至る五箇年の現在牛及屠牛數は屠牛は二千七百七十七頭、一箇年平均六千四百三十五頭四分にして一箇年に五百九十頭の割減高に上れり又現在牛は同十四年は九万三千六百六十頭ゐりしが年々減少し同十八年に至りては八万四百三十三頭に下り平均三千三百八頭餘を減ず

○一月十五日の地震　最に中央氣象臺に於ける一月十五日の地震測を報道せしが當後各所より報告の到着せしもの百十餘通の多きに上り之に依りて調査するに當日の地震は陸州奥城岩代陸南越後信濃上野東京千葉三河尾張紀伊遠江駿河相模武藏安房上野東京總州東部(八分)信濃東部(二分)上野南部(二分)下總西部(四分)上總西部(四分)安房西部(八分)東京東部(八分)にして其の面積約千四百九十方里にをよびたり其の內最烈しかりしは相模東部(八分)武藏東部(二分)にして百四十一方里ゐりしと而して強震部の中ゐる相模國厚倉郡は土地の割裂二三箇所に亘り長き千間乃至千五間に及び其幅は二寸乃至三寸に過ず其他山岳の崩壞し所ゐり而して震度の之に强くゐるは武藏相模(博遠の烈震部分を除く)甲斐駿河伊豆南鎭及安房國西部とす其內震動の強かりしは甲斐中巨摩郡内にして殘壞家及戶數不安部落甚しく且殺傷せしゐるゐり其他震度天井落墜等の破損等多り相模國久井郡遠近に於て崩壞せし